

平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ599,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		136,875 千円
	1 使 用 料	136,875
2 繰 入 金		82,473
	1 一 般 会 計 繰 入 金	82,473
3 繰 越 金		24,914
	1 繰 越 金	24,914
4 県 債		355,228
	1 県 債	355,228
歳 入 合 計		599,490

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		69,421 千円
	1 港 湾 費	69,421
2 公 債 費		530,069
	1 公 債 費	530,069
歳 出 合 計		599,490

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
宜野湾港 施設整備事業	千円 177,800	(借入方法) 証書借入又は証 券発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。 (借入時期) 平成28年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め40年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	177,800			